**安全衛生活動の現状調査票**

* 選択肢を示している欄では、当てはまる答えの番号を○で囲んでください。
* 貴社の安全衛生関係に通じている方（安全衛生管理者や責任者など）にご記入をお願いします。
* この調査票に記入された内容は、統計以外の目的に使用することはありません。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会社名 |  | 連絡先 | 部署名： | | 氏名： | |
| TEL： | | e-mail： | |
| 従業員数 | １.　1～9人 | ２.　10～49人 | | ３.　50～99人 | | ４.　100人以上 |

【１】協会が実施する安全衛生事業について

①当協会が実施する安全衛生事業※1を知っていますか。該当する番号に○を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 知っている | １ |
| 知らない | ２ |

※1当協会が実施している安全衛生事業は次のとおりです。

・安全衛生に関する書籍の発行（「産業廃棄物処理業に関するBCP策定ガイドライン」「産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析」「廃棄物収集作業マニュアル」「よくわかるシリーズ⑤安全処理のすすめ」）

・安全衛生に関する研修会　　　・メルマガや機関誌等を通じての安全衛生に関する情報提供　　　・安全衛生表彰

②当協会が実施する安全衛生に関する研修会※2に参加又は今年度中に参加を予定していますか。該当する番号に○を付けて下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 参加又は参加予定である | １ |
| 参加したことはない | ２ |

※2当協会が実施している安全衛生に関する研修会は次のとおりです。

・産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会（令和7年2月21日）

・産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー（令和6年10月7日に実施済）

・廃棄物収集作業向上研修会（令和7年3月14日）

【２】全国産業資源循環連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールに関する事項について

全国産業資源循環連合会がホームページ（[https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety/](http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html)）上で公開している安全衛生活動を支援するツール※3を知っていますか。該当する番号に○を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 知っている | １ |
| 知らない | ２ |

※3全国産業資源循環連合会の安全衛生活動を支援するツールとして次のものがあります。

・安全衛生活動に係るパンフレット　　 ・産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース

・産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説 　　・安全衛生規程作成支援ツール 　　・安全衛生チェックリスト

・産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル

・産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして～　 　・リスクアセスメントの実施支援システム

・ 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（産業廃棄物処理業編） ・安全・健康で働くために（動画）

【３】安全衛生活動に関する事項について

安全衛生に関して、既にどのような取り組みを実施していますか。該当する番号のすべてに○を付けてください。

|  |
| --- |
| １.経営トップの方針決定及び表明　　 ２.無災害宣言　　　　　　 ３.安全衛生規程の作成　　　４.安全衛生教育の徹底  ５.安全衛生パトロール 　　　　　　　６.ヒヤリ・ハット活動 　　７.リスクアセスメント |

【４】安全衛生管理体制に関する事項について

貴社では、安全衛生の担当者（安全衛生スタッフ、安全衛生推進者、産業医、安全管理者、衛生管理者、総括安全衛生管理者）を選任※又は今年度に選任を予定していますか。該当する番号に○を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 選任又は選任予定である | １ |
| 選任していない | ２ |

【５】労働災害に関する事項について

|  |  |
| --- | --- |
| 墜落・転落 | 人 |
| はさまれ・巻き込まれ | 人 |
| 転倒 | 人 |
| その他 | 人 |

**過去1年間（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）**において、産業廃棄物処理業の業務に起因する労働災害労働災害による休業4日以上の死傷者数※4は何人いましたか。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事故の型をお答えください

|  |  |
| --- | --- |
| 休業4日以上の死傷者数 | 人 |

※4業務上の災害が発生した場合、安衛法第100条により、所轄労働基準監督署に報告

　　　　する義務があります。報告を行わなかった場合は同法第120条により罰せられます。

ご協力ありがとうございました。令和7年1月24日（金）までにご返信お願い致します。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会　事務局　e-mail:shikizai@o-sanpai.or.jp　 FAX:06-6942-5314